

# 令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	7	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	大企業向け賃上げ促進税制の拡充及び延長	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>青色申告を提出する事業者が、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度（個人の場合は令和5年から令和6年の各年）に、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額が前期の継続雇用者給与等支給額から3%以上増加している場合、その法人の雇用者給与等支給増加額の15%の税額控除ができる。</p> <p>さらに、次の要件を満たす場合には、それぞれ税額控除率が上乘せされる。</p> <p>①継続雇用者給与等支給額が前期の継続雇用者給与等支給額から4%以上増加している場合は10%上乘せ</p> <p>②教育訓練費の額が前期の教育訓練費の額から20%以上増加している場合は5%上乘せ</p> <p>なお、税額控除を受ける金額は当期の法人税額の20%を限度とする。</p> <p>ただし、その事業年度終了の時ににおいて、その法人の資本金の額又は出資金の額が10億円以上であり、かつ、その法人の常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合には、給与等の支給額の引上げの方針、下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項を公表している場合として一定の場合に該当する場合に限る。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>今年の30年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、少子化対策にもつながる「構造的・持続的な賃上げ」を実現する観点から、本税制の延長期間を長期化する。</p> <p>加えて、賃上げを行う企業の裾野の拡大に向けて、中堅企業に対する措置を強化するとともに、赤字等の厳しい業況の中にある中堅企業の賃上げを後押しする観点から、税額控除額が控除の上限額を超えた場合に、控除しきれなかった金額の繰越しを認める措置を創設する。</p> <p>さらに、仕事と子育ての両立や女性活躍支援に積極的な企業に対する控除率の上乗せ措置を創設する。</p>	
関係条文	<p>地方税法附則第9条第13項、第14項、第15項、第16項及び第17項</p> <p>租税特別措置法42条の12の5、68条の15の6</p> <p>租税特別措置法施行令第5条の6の4、第39条の47</p>	
減収見込額	<p>[初年度] 精査中（精査中） [平年度] 精査中（精査中）</p> <p>[改正増減収額] —（単位：百万円）</p>	

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>企業の賃上げを促進することで、企業が上げた収益の労働者への分配が進み、消費の拡大につながり、更なる経済成長が生まれるという「成長と分配の好循環」を実現し、日本経済を成長軌道に乗せていく。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>今年の春闘の賃上げ率は30年ぶりの高水準となったが、一時的な物価上昇を理由にした賃上げも多いのが実態。今後物価上昇率が安定したとしても、今年の賃上げ率を一過性のものとせず、来年以降も高い水準の賃上げが必要。このため、本税制の延長期間を長期化することで、政府の長期的な方針を明確にし、賃上げに関する企業の計画的な検討を促し、「構造的・持続的な賃上げ」をより強力に進めることが必要。</p> <p>加えて、賃上げを行う企業の裾野を拡大する観点からは、地域経済のけん引役として良質な雇用を生み出すことが期待される中堅企業について、赤字等の厳しい業況の中にある企業も含めて賃上げを後押しすることが必要。</p> <p>さらに、我が国の最重要課題である少子化問題の根本原因である若者・子育て世代の所得の低さの改善を図る観点から、所得向上と、仕事と子育ての両立や女性活躍への支援の両方を追求する企業に対する賃上げを後押しすることが必要。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済構造改革の推進</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2023（抜粋） 第1章 マクロ経済運営の基本的考え方 1. 本基本方針の考え方 「新しい資本主義」を通じて、経済の付加価値を高め、企業が上げた収益を構造的賃上げによって労働者に分配し、消費も企業投資も伸び、更なる経済成長が生まれるという「成長と分配の好循環」を成し遂げる。また、社会全体でこども・子育てを支える社会の構築や全てのこどもがチャンスを得られる教育制度の確保、生活の安定や将来の安心の基盤となる社会保障制度の持続可能性の向上、多様な価値観が尊重される包摂社会の実現に向けた取組等を通じ、分厚い中間層を復活させていく。</p> <p>第2章 新しい資本主義の加速 1. 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成 （家計所得の増大と分厚い中間層の形成） 中小企業等の賃上げの環境整備については、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇等の強化を行う。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。</p> <p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（抜粋） I. 資本主義のバージョンアップに向けて 1. 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画の改訂の考え方 新しい資本主義を通じて、官民が連携し、社会課題を成長のエンジンへと転換することで、経済の付加価値を高めつつ、企業が上げた収益を労働者に分配し、消費も企業投資も伸び、更なる経済成長が生まれるという成長と分配の好循環を成し遂げ、分厚い中間層を復活させていく。 （中略） 3. 「市場も国家も」による課題解決と新たな市場・成長、国民の持続的な幸福実現 新しい資本主義は一人ひとりの国民の持続的な幸福を実現するものでなければならない。官民連携による社会的課題の解決とそれに伴う新たな市場創造・成長の果実は、多くの国民・地域・分野に広く還元され、成長と分配の好循環を実現していく必要がある。</p> <p>Ⅲ. 人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の指針」 （7）多様性の尊重と格差の是正 ②中小・小規模企業等の賃上げに向けた環境整備等 ii) 中小・小規模企業の生産性向上支援策の推進 中小・小規模企業等の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇や、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組む。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。</p>
	政策の達成目標	個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う「成長と分配の好循環」の実現
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	「構造的・持続的な賃上げ」を実現する観点から、租特の延長期間を長期化する等の措置を講ずる。

	同上の期間中の達成目標	個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う「成長と分配の好循環」の実現																								
	政策目標の達成状況	<p>平成 25 年度に創設された本税制措置の成果もあり、平成 26 年以降、平均給与額※は堅調に上昇。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">(平成)</th> <th colspan="4">(令和)</th> </tr> <tr> <th>26 年</th> <th>27 年</th> <th>28 年</th> <th>29 年</th> <th>30 年</th> <th>元年</th> <th>2 年</th> <th>3 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>415</td> <td>420</td> <td>422</td> <td>432</td> <td>441</td> <td>446</td> <td>433</td> <td>443</td> </tr> </tbody> </table> <p>万円</p> <p>※国税庁「国民給与実態統計調査」における給与所得者 1 人当たりの平均給与額（各年における 1 年間の給料・手当及び賞与の合計額）。</p>	(平成)				(令和)				26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	元年	2 年	3 年	415	420	422	432	441	446	433	443
(平成)				(令和)																						
26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	元年	2 年	3 年																			
415	420	422	432	441	446	433	443																			
有効性	要望の措置の適用見込み	精査中																								
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	「構造的・持続的な賃上げ」を実現し、個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う「成長と分配の好循環」の実現が図られる。																								
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—																								
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																								
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																								
	要望の措置の妥当性	企業の賃上げを促進することで、企業が上げた収益の労働者への分配が進み、消費の拡大につながり、更なる経済成長が生まれるという「成長と分配の好循環」を実現し、日本経済を成長軌道に乗せていく、という政策目的を達成するためには、全国遍く政策効果が行き渡る税制措置を講ずることが適当。																								

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>○適用事業者数          令和元年度 11,248 件          令和2年度 6,126 件          令和3年度 6,546 件          (出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p>○減収額実績          令和元年度 1,136 億円          令和2年度 818 億円          令和3年度 980 億円          (出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p>																													
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>																													
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>平成 25 年度に創設された本税制措置の成果もあり、平成 26 年以降、平均給与額※は堅調に上昇。</p> <table border="1" data-bbox="502 1019 1332 1137"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="4">(平成)</th> <th colspan="3">(令和)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>26 年</th> <th>27 年</th> <th>28 年</th> <th>29 年</th> <th>30 年</th> <th>元年</th> <th>2 年</th> <th>3 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>万円</td> <td></td> <td>415</td> <td>420</td> <td>422</td> <td>432</td> <td>441</td> <td>446</td> <td>433</td> <td>443</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税庁「国民給与実態統計調査」における給与所得者 1 人当たりの平均給与額（各年における 1 年間の給料・手当及び賞与の合計額）。</p>			(平成)				(令和)					26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	元年	2 年	3 年	万円		415	420	422	432	441	446	433	443
		(平成)				(令和)																								
		26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	元年	2 年	3 年																					
万円		415	420	422	432	441	446	433	443																					
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>																													
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>																													
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 25 年度 創設： 所得拡大促進税制（給与等支給額の平成 24 年度からの増加額の 10%を税額控除）の創設。適用期限は平成 27 年度末。</li> <li>・平成 26 年度 拡充及び延長： 給与等支給額の総額増加要件の緩和及び適用期限の 2 年延長。</li> <li>・平成 27 年度 拡充： 給与等支給額の総額増加要件の緩和。</li> <li>・平成 29 年度 拡充：</li> </ul>																													

<p>給与等支給額の平均額増加要件の厳格化。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・平成30年度 創設： 大企業分の所得拡大促進税制廃止及び賃上げ・生産性向上のための税制（給与等支給額の前年度からの増加額の15%又は20%を税額控除）の創設。適用期限は令和2年度末。</li><li>・令和2年度 延長・見直し： 設備投資の減価償却費割合要件の厳格化。</li><li>・令和3年度 延長・見直し： 継続雇用者給与等支給額の増加要件を新規雇用者給与等支給額の増加要件へ改組。設備投資の減価償却費割合要件を廃止。</li><li>・令和4年度 延長・見直し： 新規雇用者給与等支給額の増加要件を継続雇用者給与等支給額の増加要件へ改組。控除率の拡充。</li></ul>
---